

練馬区から国外へ転出される方へ

- 1 マイナンバーカードまたは最新の住所・氏名等が記載された通知カードをお持ちの方
転出届出時にマイナンバーカードまたは通知カードを持参された場合、カードに国外への転出により返納された旨を表示のうえ、還付いたします。（通知カードは、最新の住所・氏名等が記載されていない場合は返納不要です。）

帰国し日本国内に住所を定めるときは、マイナンバーカードまたは通知カードを転入する区市町村の窓口へお持ちください。マイナンバーカードを紛失した場合、改めて交付を受ける際に、手数料 1,000 円がかかります。

- 2 転出届をした後の各種証明書の取得について

※転出届を出すと、コンビニ・証明書発行機・郵便局では各種証明書を取得できなくなります。

区民事務所の窓口または郵送でご請求ください。

○印鑑登録証明書は、転出予定日の前日まで区民事務所の窓口でのみ請求できます。

【必要なもの】 「パスポート」および「印鑑登録証（カード）」

※転出予定日以降は、窓口でも印鑑登録証明書の交付ができません。

○印鑑登録証（カード）はご自分で裁断のうえ廃棄するか、区民事務所へご返却ください。

○国外においては印鑑登録証明書の代わりに「サイン証明」の交付を受けることができる場合があります。詳しくは、現地にある日本の在外大使館・領事館等にお問合せください。

- 3 住民基本台帳カードをお持ちの方

国外へ転出をされると住民基本台帳カードは失効しますので、カードをご返却ください。

- 4 国民年金について

国外へ転出をされると、国民年金の資格は転出日の翌日で喪失となります。

【日本国籍の方】20 歳以上 65 歳未満の方（2 号・3 号被保険者除く）で任意加入を希望する方は、転出届の際にお申し出ください。なお、任意加入した方が帰国し、国内に住民登録をしたときは短期間であっても国民年金加入手続きが必要となります。

【外国籍の方】国民年金または厚生年金保険料を 6 か月以上納められた方の脱退一時金については、練馬年金事務所（03-3904-5491）へお問合せください。

- 5 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険について

国外へ転出されると、転出日の翌日で資格喪失となりますので、保険証はお返しくください。

納期限を過ぎた保険料は、転出前にご納付ください。なお、転出月の保険料は再計算・精算が必要ですので、必ず出国前に以下の各担当窓口にご連絡ください。精算完了が出国後になることがありますので、あらかじめ国内の代理人もお届けください。（国民健康保険：03-5984-4554、後期高齢者医療制度：03-5984-4588、介護保険：03-5984-4593）

- 6 住民税等について

特別区民税・都民税（住民税）・森林環境税、軽自動車税に未納がある方は、転出前にご納付ください。納付できない方は、収納課納付案内センター（03-5984-4547）にご相談ください。

また、納税管理人の届出が必要な場合がありますので、収納課個人収納係（03-5984-4542）にご連絡ください。

- 7 児童手当を受給している方

受給者（父母等）が国外転出するときは、練馬区内に居住する児童の保護者に受給者を変更する手続きを行う必要があります。これまでの受給者の転出予定日（転出届記載の異動年月日）の翌日から 15 日以内に児童手当をご申請ください。

また、児童のみが国外へ転出する場合は、留学等の場合を除き児童手当の対象外となります。詳しくは、区 HP をご覧ください。



8 ㊦・㊧・㊨の医療証をお持ちの方

医療証に記載の保護者（父母等）が国外転出するときは、保護者変更等の手続きが必要です。また、児童のみが国外転出する場合は、㊦・㊧・㊨の医療証の対象外となりますので、医療証を窓口または郵送でお返してください。詳しくは、区HPをご覧ください。



9 国外での選挙について（出国時申請）

国外で日本の国政選挙に投票するには、在外選挙人名簿への登録の申請が必要です。転出届に記載した転出予定日まで、選挙管理委員会の窓口で申請ができます。詳しくは、窓口配布のお知らせまたは区HPをご覧ください。



10 外国人住民の方が国外転出される場合の注意点（再入国許可について）

現在の在留資格で再入国の予定がある方は、再入国許可を受けてから出国してください。再入国許可を受けずに出国すると、現在の在留資格が失効します。詳しくは、外国人在留総合インフォメーションセンターTel.0570-013904 へお問合せください。

※再入国許可は2種類あります。

①再入国許可

- ・出国に先立って、出入国在留管理局で「再入国許可申請書」を提出すると、パスポートに再入国許可の証印が貼られます。再入国許可の有効期間は最長で「5年」（特別永住者は「6年」）になります。手数料は、一回限りが3,000円で、数次が6,000円です。

②みなし再入国許可

- ・有効なパスポートと在留カードまたは特別永住者証明書を携帯して出国する外国人が、出国の日から「1年以内（※）」（特別永住者は「2年以内」）に再入国する場合には、①の再入国許可を取得しなくても、手数料が不要で「みなし再入国許可」制度を利用することができます。この制度は出国時に、手続きができます。
※出国の日から1年を経過する前に在留期間の満了日が到来する場合は、在留期間の満了日までとなります。
- ・空港等から出国する際、「再入国用のEDカード」の「一時的な出国であり、再入国する予定です。」の欄をチェック☑してください。

国外から転入する場合の手続きについて

国外から帰国（または再入国）して日本国内に住所を定める場合は、転入の手続きが必要です。
※一時帰国する場合や外国人の方で「3月以下の在留期間」・「短期滞在の在留資格」の方は除きます。

【国外からの転入届に必要な書類】令和6年4月現在の情報です。

□<日本人の方と外国人住民の方に共通して必要なもの>

- ・届出をする（窓口に来る）方の本人確認書類（運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など）
- ・転入する方全員のパスポート（※）
- ・お持ちであれば、マイナンバーカード
- ・基礎年金番号通知書、年金手帳等（帰国時、国民年金に加入する方、または任意加入中の方）
- ・委任状（届出をする（窓口に来る）方が転入者と異なる世帯の場合）

※【パスポートの帰国（入国）日の確認について】

自動化ゲート等により、帰国（入国）印がパスポートに押印されていない場合は、空港でパスポートに帰国（入国）印を押印してもらうか、帰国日が記入されている飛行機の搭乗券の半券等をお持ちください。

□<日本人の方で必要なもの>

- ・戸籍謄（抄）本および戸籍の附票（転入する方が記載されたものをご持参ください。）
※謄本は全部の写し、抄本は一部の写しです。附票とは、住所の異動履歴が記載されているものです。
- ・住民票の除票（旧氏が併記されていた方のみ）
国外転出時に住民票に併記されていた旧氏を転入先の住民票に、引続き併記を希望する場合は、旧氏が併記された国外転出時の除票の写しをご持参ください。

□<外国人の方で必要なもの>

- ・転入する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書
- ・世帯主との続柄が確認できる書類および訳文